

## 消費税の確定申告は3月31日(水)まで

消費税および地方消費税（個人事業者）の確定申告の受け付けは3月31日(水)までです。

確定申告書は、『前年の申告書控え』や『確定申告の手引き』などを参考にお早めに提出してください。

税務署にお越しの際には、印鑑、前年の申告書控え、確定申告に必要な書類、前年に税務署などの会場でパソコンを利用して申告された方で『お知らせはがき』が届いている方は、はがきも持参してください。

▶問い合わせ 室蘭税務署 (☎22 4 1 5 1)

## 電子証明書の発行について

電子証明書とは、インターネットを通じて申請や届け出といった行政手続きなどを行う際に、他人による『なりすまし』やデータの改ざんを防ぐため、本人であることを証明するものです。

電子証明書は住基カード（市民サービスグループで別途申請が必要）に記録されます。

- ◆申請場所 市民サービスグループ（市役所1階1番窓口）
- ◆受付時間 月～金曜日 9時～17時  
※ただし、土・日曜日、祝日、年末年始を除く。
- ◆申請手続き
- 本人の申請<必要なもの>
  - 申請書 ●住基カード ●本人確認書類
- 代理人の申請<必要なもの>
  - 申請書 ●住基カード ●代理人の本人確認書類
 ※ただし、本人あてに照会書を送付し、その回答を得てからの登録になります。
- 照会書を代理人が持参した場合
 

照会書の持参は、原則として登録者本人ですが、事情により本人が来られない場合、代理人が手続きに来ることもできます。

その際には、登録者本人からの委任状（押印は印鑑登録してある印になります）、登録者の印鑑登録証明書・住基カード・本人確認書類、代理人の本人確認書類が必要となります。

※本人確認書類とは運転免許証・旅券・住基カード（写真付き）など、公的機関の発行した顔写真付き身分証明書です。
- ◆有効期間 住基カードに電子証明書を記録してから3年間
- ※電子証明書の有効期間が終了する方は、新しい電子証明書の発行（更新）手続きが必要です。
- ◆手数料 500円

問い合わせ  
市民サービスグループ  
(☎85 1 8 5 5)

- 住民票（写）
- 家屋の登記簿謄本（写）
- 家屋の工事請負契約書（写） または売買契約書（写）
- 土地の登記簿謄本（写）や売買契約書（写）（敷地に係る借入金について併せて控除を受ける場合のみ）
- 金融機関が発行する『住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書』
- 建築士から交付された増改築等工事証明書（家屋の増改築の場合のみ）

## 住宅借入金等特別控除を受ける方へ（平成11～18年、平成21年入居の方）

住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超える場合には、翌年度の

- ⑦ 障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳など
- ⑧ 所得税の還付を受ける方は、申告者名義の金融機関名・支店名・口座番号の分かるもの
- ⑨ 前年、税務署などの会場でパソコンを利用して申告された方で『お知らせはがき』が届いている方は、お知らせはがき

## 確定申告書は便利な e-Tax で

¥

市・道民税の所得割額より控除することができませんが、平成22年度より一部の方を除いて『住宅借入金等特別税額控除申告書』の提出が不要となりました。提出が必要な方については、市からご連絡します。

確定申告書は、国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』で簡単に作成することができ、送付または電子申告（e-Tax）により提出できますのでご利用ください。

e-Taxは、①ホームページから簡単に申告、②最高5千円の税額

控除、③添付書類の提出省略、④還付金がスピーディーといったメリットがあります。

e-Taxには電子証明書が付された住民基本台帳カード（住基カード）と対応するICカードリーダーが必要ですが、住基カードと電子証明書は市民サービスグループ（市役所1階1番窓口）で発行しています。

問い合わせ  
税務グループ  
(☎85 1 1 5 5)  
室蘭税務署  
(☎22 4 1 5 1)